

## 1 日本語教育機関に在籍している方

帰国困難な状況が改善されてきていること等を踏まえ、令和4年8月1日以降の「留学」の在留資格の在留期間更新許可申請については、新型コロナウイルスの影響による帰国困難を理由として、引き続き教育を受けるための在留期間の更新は認められません（専ら日本語の教育を受ける期間は、2年を超えることはできません。）。

⇒ 在籍中の教育機関の課程等を修了していない方（在留期間の満了日が、現に在籍している教育機関の在籍予定期間の終了日（卒業日等）以前である方）は、在籍予定期間の終了日を考慮して在留期間の更新が認められます。

⇒ 入国時期が遅れたことなどにより、十分な学習期間を確保できなかった場合は、令和4年4月期生までの方で、当初の課程終期から最長1年間に限り、現在在籍している教育機関において、進学時期又は就職時期まで更新が認められます。

## 2 帰国困難を理由として在留を希望する方

「留学」の在留資格を有していた方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合は、令和4年11月1日までに「留学」の在留資格の在留期間が満了する場合に限り、「今回限り」として在留資格「特定活動（4か月）」への在留資格の変更が認められます。

⇒ 就労を希望する場合は、資格外活動許可を受けなくとも1週につき28時間以内のアルバイトが認められます。

※ 上記許可に係る在留期間を満了した場合には、在留期間の更新は認められません。

※ 現在「特定活動（6か月）」で在留している方の在留期間の更新については、在留期限が令和4年6月29日までの方には「特定活動（4か月）」の在留期間の更新が認められ、令和4年6月30日以降の方には「今回限り」として「特定活動（4か月）」の在留期間の更新が認められます。